みんなが主役！
みんなで進めるまちづくり！
参画と協働のまちづくりと
地域自治協議会

参画と協働のまちづくり

地域自治協議会
ハンドブック

西　脇　市

はじめに

西脇市の地域コミュニティ（自治会など住民同士の交流が行われている地域社会）は、地域の深い結び付きや住民同士の連帯感など相互の信頼の下に自分たちのまちを良くしていきたいという地域の共同体として成り立ってきました。

まちづくり団体によるクリーン作戦

ところが近年、人口減少や少子高齢化に伴い活動を担う人材の不足や、地縁意識の薄れなどによる地域コミュニティの希薄化などが進み、「草刈りや河川清掃など環境保全の取組がこれまでどおりできない」「伝統ある地域の祭りや行事が続けられない」「防犯・防災体制の維持ができず、子どもや高齢者などの安全・安心に不安が生じている」といった課題が増えつつあります。また、地域課題が多様化、複雑化し、ひいては集落機能の維持や各種団体の存続自体が危ぶまれるまでになりつつあります。このような状況は今後さらに進んでいくものとみられ、現時点で問題なく活動等が維持されている集落や団体でも、例外ではなくなると考えられます。

ボランティア団体による花いっぱい運動

こうした課題を解決していくためには、集落や自治会等の枠を超え、従来の地縁による住民の結びつきに加え、地域活動を支える各種団体やＮＰＯ法人との連携や、世代、性別、立場を超えて話し合い意思決定を行う仕組みの構築、さらに集落機能を広域で支え合う体制を検討することに取り組んでいくことがますます必要となってきます。

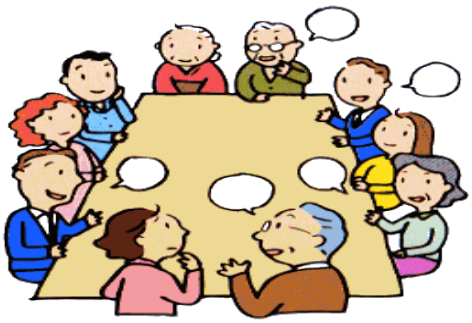

この冊子は、地域で活躍する皆さんが連携し、地域の力を結集する仕組み「地域自治協議会」の設立や活動についての参考資料として作成しています。

それぞれの地域に合わせたかたちで、市民の皆さんのまちづくり活動を進めていく上で御活用ください。

令和３年１月　　西脇市

地域自治協議会ハンドブック

【 目 次 】

Ⅰ　これからの地域づくりに向けて私たちにできること　・・・・・ 1

1　これからの西脇市の地域づくり
2　地域自治協議会とは
3　参画と協働のまちづくり
4　参画と協働を進める５つの柱

Ⅱ　人口減少社会における地域活動の仕組みづくり　・・・・・・・ 3

1　地域自治協議会の組織構成
2　地域自治協議会の特徴
3　地域自治協議会の役割
4　地域自治協議会の機能
5　地域自治協議会の必要性
6　地域自治協議会の設立を勧める理由
7　地域自治を進めていく上での原則

Ⅲ　地域自治協議会設立に向けた取組の進め方　・・・・・・・・ 7

Step１　設立準備会議の設置
Step２　規約・事業計画・予算等の原案の策定
Step３　地域住民への説明・PR
Step４　組織設立総会の開催
Step５　組織設立の届出

Ⅳ　地域自治協議会事業一括交付金　・・・・・・・・・・・・・ 8

1　地域自治協議会事業一括交付金
2　地域自治協議会事業一括交付金の活用

Ⅴ　地域自治協議会の活動事例　・・・・・・・・・・・・・・・ 10

○　津万地区自治協議会
○　比延地区自治協議会
○　黒田庄まちづくり協議会

Ⅵ　地域自治協議会Ｑ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

Ⅰ　これからの地域づくりに向けて私たちにできること

１　これからの西脇市の地域づくり

まちづくり団体による移動販売

全国的に人口減少が進行しており、平成20(2008)年をピークに日本の総人口が減少に転じています。西脇市においても人口減少や高齢化がさらに進むことに伴い、自治会や各種団体の運営が難しくなることが懸念され、自治会同士の連携や行政との協働の取組などがこれまで以上に必要になると考えられます。

また、将来にわたって地域の生活機能が維持され、活力ある地域活動を展開していくためには、持続可能な組織づくりが極めて重要です。

そこで、市では地域の活性化及び地域課題を解決するための新たな自治組織【 **地域自治協議会** 】の設立を積極的に支援しています。

２　地域自治協議会とは

地域自治協議会は「自助・共助・公助を基にした参画と協働のまちづくり」を基本に、地域の全住民を対象に、個人や各種団体等が構成員となり、地域の力を最大限に発揮できる組織です。地域を将来にわたって持続可能なものとしていくために、地域課題はまず地域で検討し、解決のために取組を進め、地域の特性を生かして連携・協働する新しい枠組みの地域自治システムを構築し、地区まちづくり計画等に基づく地域課題の解決に向けた取組などを行政と連携して実施する公共的な団体です。

３　参画と協働のまちづくり

人口の減少等に伴う様々な地域課題が顕著になってきていますが、市の財政状況等についてもなお厳しくなるものと考えられます。そのような状況の中、地域における様々な課題に対処していくためには、地域社会を構成している市民や団体の皆さんと行政がうまく役割を分担し、『協働』で課題の解決に取り組んでいくことが必要です。

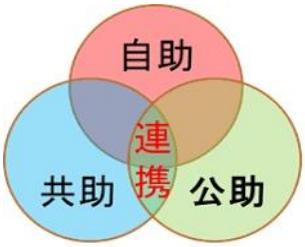

参画と協働とは

『参画』とは、私たち一人ひとりがまちづくりに主体的に関わり、行動することです。

『協働』とは、私たちのまちを住みよくするため、知恵を出し合い、協力することです。

市民や各種団体、事業者の皆さんなどと行政がそれぞれの特性を発揮し、きめ細かく、質の高いサービスの提供を行い、地域や市の課題を解決します。これらのことは西脇市自治基本条例がベースとなっています。

４ 参画と協働を進める５つの柱

『参画と協働のまちづくりガイドライン改訂版』（平成27(2015)年西脇市発行）では、参画と協働のまちづくりを進める基本的な方向について、次の５つの柱に沿った具体的な取組を市と市民が協働で進めていくこととしています。

まちづくりへの意識を高め、進んで参加します。

それぞれの主体が積極的に情報を提供します。

市民活動を活動場所や資金面から支援し、相談体制を構築します。

市政への参画や各主体間の協働を推進します。

地区のまちづくりを推進する組織として**『地域自治協議会』**の取組を推進します。

５つの柱に沿った参画と協働のまちづくりを進めていく中で、『みんなで助け合う』ための組織として地域自治協議会を想定しています。

地域自治協議会は地域の状況に合わせて地域課題の解決や地域コミュニティの活性化のために協力、連携して取り組む組織となります。

地域の現状や、更なる人口減少等を踏まえ、地域の中でどのような取組が進み、どのような協力体制や連携方法があればこの先の地域課題などに対応することができるかを考え、できることから実践していくことが大切です。

地域の現状

- 少子高齢化・人口減少の進行
- 地域コミュニティの希薄化
- 価値観やライフスタイルの多様化
- 地域活動の担い手不足
- 多様化・複雑化する地域課題

こんな取組があれば！

- 住民や団体が横につながり、話し合い、課題を共有する場づくり
- 自治会や各種団体が連携し、お互いに不足している活動を補い、重なる活動を工夫する取組
- 活動に共通する事務を共同で行い、役割分担をすることでそれぞれの負担を軽減する取組
- テーマごとのタテ割りを解消し、地域と行政が連携しやすい協働の体制づくり
- みんなが参加し、みんなで支え、みんなで育む地域づくり、組織づくり

Ⅱ　人口減少社会における地域活動の仕組みづくり

１　地域自治協議会の組織構成

人口減少、少子高齢化がさらに進むと考えられる10年後、20年後のことを見据え、地域の皆さんが安全に安心して暮らしていけるよう、区長会や各種団体（子ども会、ＰＴＡ、老人会、消防団、ＮＰＯ法人ほか）などが連携し、お互いに協力、補完し合う体制を整えます。

地域の中で自治会などの地縁型組織と、各種団体やＮＰＯ法人などのテーマ型組織等が協調・補完し合うことによって地域の総合力を高めることができ、活動の効果を高めることが期待できます。

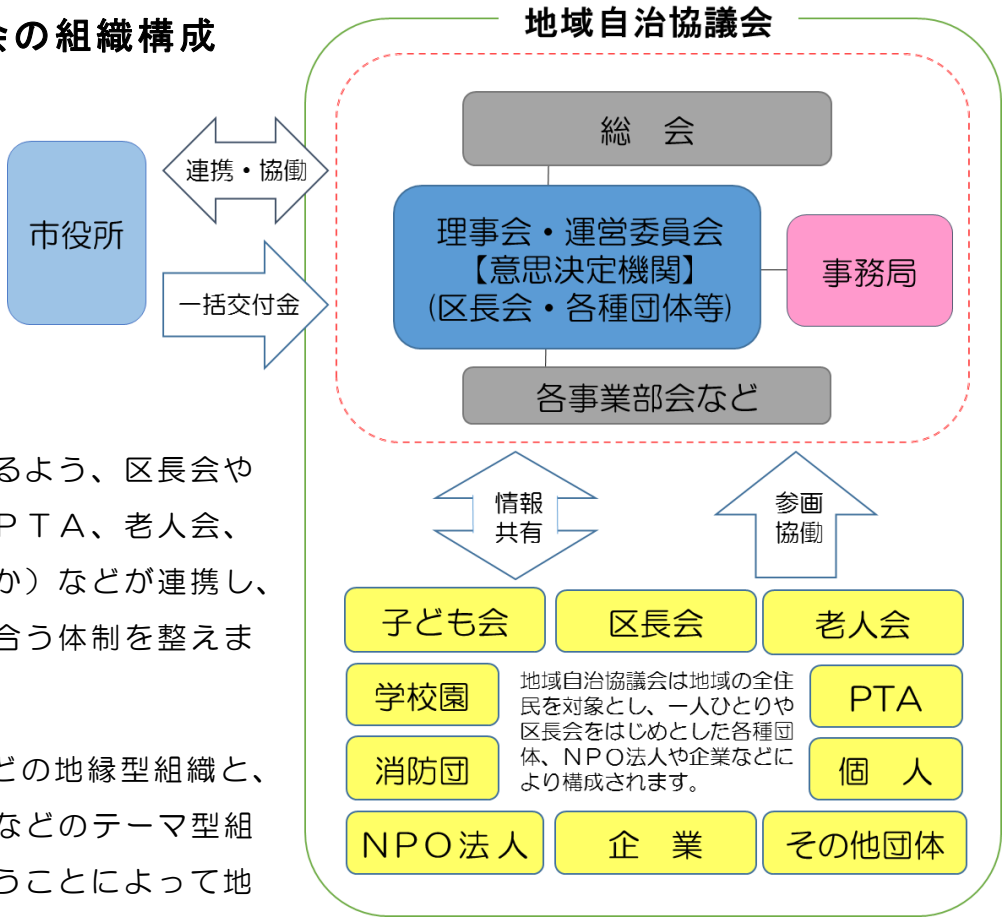

地域自治協議会組織のイメージ

自治会などが持つ地域包括性、地域代表性、情報伝達力などと、各種団体やＮＰＯなどが持つ専門性、自主性、行動力などを集結させ、地域でより大きな活力を創出することが可能となります。

２　地域自治協議会の特徴

○一般的に役員や構成員が一定期間変わらないため、地域の課題に中・長期的に取り組むことに適しています。

○地域の課題に取り組む多様な団体や人材、また関心のある人が構成員になることにより、自主的・専門的な取組が期待できます。

○自治会や各種団体及び個人が連携・協力することにより、多面的で効率的な取組が期待できます。

■地域自治協議会の位置付け、目的等
○条例に根拠のある公共的団体
○地域の窓口的組織
○多様な地域団体、ＮＰＯ等が連携・協働する仕組み

３　地域自治協議会の役割

地域には、市民の安全・安心の確保、生活機能の維持・向上、自然環境の保全、高齢者や障害を持つ方への支援、子育てに関する支援、青少年の健全育成、産業の活性化、地域の伝統文化の継承など、様々な活動があります。

これらの活動は、市民と行政が連携することによって地域の実態に応じた、よりきめ細やかなサービスが可能になります。

自治会をはじめ各種団体、事業者、個人が、それぞれの主体間で連携・協力するとともに、行政と連携・補完し合いながら活動していけるよう調整する役割（組織）が必要となり、その役割を地域自治協議会が担うことになります。

４　地域自治協議会の機能

- 様々な団体や個人が構成員になることにより、地域の多様な意見をまちづくりに反映させることができるようになります。
- 市民や団体が地域の将来像を共有することにより、地域の総合力を高めることが可能となります。
- 地域の人材、財源、資源の有効な活用が図れます。
- 市民と行政との協働が、多分野において促進されます。

これまでのまちづくり団体との関係

地域自治協議会が組織される以前から各地区ではまちづくり団体が交流促進や環境美化、健康増進など地域課題の解決につながる活動や、地域の魅力の掘り起こし、情報発信などの活動を積極的に進め、まちづくりの各分野で地域コミュニティの活性化のために活躍しています。

地域自治協議会は新たな組織を一からつくるものではなく、それぞれの自治会や団体によるこれまでの活動を尊重した上で、各種団体や住民が横につながり、それぞれの活動を見直し、役割分担を明確にするための話し合いや意思決定ができる仕組みとなります。

地域と市の関係

地域と市は、福祉、子育て、教育、防犯・防災、高齢者福祉、環境保全など、分野ごとで関係性が強い傾向にありました。「専門性」を生かし、直接やり取りをする仕組みですが、情報の共有の観点から各分野の枠を超えて横断的な連携が求められます。

地域自治協議会が設立されれば、地域内で団体や住民が横につながり、意思決定ができる仕組みをつくり、より効率よく活動できます。市は、各部課で情報を共有し、連携をとり、協働の体制をより推進します。

５ 地域自治協議会の必要性

地域の課題を一番知っているのは、その地域で暮らす住民や活動する団体です。また、地域をどのようにしていくのかについても、その地域で暮らす住民や活動する団体の意志が最も尊重される必要があります。

地域自治協議会は、その地域の住民や団体が、自らの地域をより住みよくするために、地域課題の解決に向けて自主的、主体的に取り組む組織です。自分たちの地域のことは自分たちで決め、自ら行動していく、まさに地域住民が主役となった地域づくりを進めるための組織です。

また、地域自治協議会は市が強制的に設立を推し進めるものではなく、地域の皆さんが主体的に設立する組織です。

市は地域の皆さんの意見を尊重し、それぞれの地域に適した進め方で地域自治協議会を設立していけるよう支援します。

６ 地域自治協議会の設立を勧める理由

・「参画と協働」をより推進することができる仕組みづくり

西脇市自治基本条例や西脇市総合計画で市政やまちづくりへの市民の参画と協働を位置付けているように、市民の自治意識の向上と主体的な取組をより積極的に推進し、多様化する地域課題を解決していく仕組みの強化が必要となっています。

・今後の地域を支える持続可能な仕組みづくり

市民が自ら考え活動することで、各地区で策定されているまちづくり計画を基にした地域づくりが実現されます。そのためには、様々な活動を支えるプラットフォームとして、今後の地域を支える「持続可能な組織」づくりを今のうちから進めておくことが必要です。

みんなで話し合い、これからの地域づくりに何が必要かを計画にまとめます

7　地域自治を進めていく上での原則

地域コミュニティ内の多様な考え方をうまく取り入れて活動を進めるための原則です。

・自主性の尊重と対等

地域コミュニティの一人ひとりは対等な関係を保ち、それぞれの自主性が尊重されなければなりません。誰かに命令や指示をされるのではなく、自ら考えて行動することが大切です。

・多様性の尊重

多様な価値観を持つ人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、男女共同参画や多文化共生等の理念を尊重しましょう。

・地域資源の活用

地域の歴史や文化、地域活動など、あらゆる地域資源を大切に守り育て、これからの活動に生かしていきましょう。

・補完性

地域課題の解決に当たっては、より身近なところから協議や実践を行い、それぞれの適切な役割分担により、補完し合いながら取り組むことが大切です。

・情報共有・参画・協働

みんなで地域の情報を共有し、地域の活動や運営にできるだけ幅広い世代が関わり、それぞれの特技を生かし、弱い部分は補い合って協力しながら取り組みましょう。

【 西脇市自治基本条例：第 14 条地域自治協議会 】

（地域自治協議会）

第14条　市民は、地域の特性を生かした自治を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織（以下「地域自治協議会」といいます。）を一に限り設立することができます。

2　地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。

3　地域自治協議会は、自らの責任の下に、自主的かつ主体的な活動に取り組むものとします。

4　市は、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

5　地域自治協議会に関して必要な事項は、別に定めるものとします。

Ⅲ　地域自治協議会設立に向けた取組の進め方

地域社会に合った新しい組織をみんなでつくることは大切なことですが、とても大変なことです。市は地域の皆さんの取組に寄り添い、必要となる制度について提案するとともに、地域自治協議会の設立・運営を支援します。

Step1

設立準備会議の設置

地区区長会やまちづくり団体のほか、地区内の各種団体やＮＰＯ、事業者などの代表者で設立準備会議を構成し、有識者やコーディネーターを交え、地域自治協議会の必要性や方向性を話し合い、地域自治協議会設立の検討を始めます。

Step2

規約・事業計画・予算等の原案の策定

設立準備会議での話し合いをまとめ、組織構成や運営方法、地区まちづくり計画を基にした事業計画案や予算の原案などを作成します。住民アンケート等で地域の課題について把握するなどの工夫も必要です。

Step3

地域住民への説明・PR

地域自治協議会設立の趣旨を地域住民に説明・PR し理解を求めるとともに、組織の運営・活動に携わる人材を募ります。また、活動に賛同し、参加する事業者などを募り、地域内で情報の共有を図ります。

・説明会の開催、広報紙の発行など

Step4

組織設立総会の開催

設立総会を開催し、規約、役員の選出、事業計画、予算などを諮り、承認を得ます。

Step5

組織設立の届出

市へ組織設立の届出書を提出します。

活動資金・組織運営資金として市へ地域自治協議会事業一括交付金の交付を申請します。

Step１から Step３の地域自治協議会が設立されるまでの費用については、西脇市地区まちづくり実践補助事業を活用することで、経費の一部の補助を受けることができます。

また、Step４以降は地域自治協議会事業一括交付金によって運営費、活動費を賄うことができます。

Ⅳ 地域自治協議会事業一括交付金

地域自治協議会の運営費や活動費として
地域自治協議会事業一括交付金を交付します

1 地域自治協議会事業一括交付金

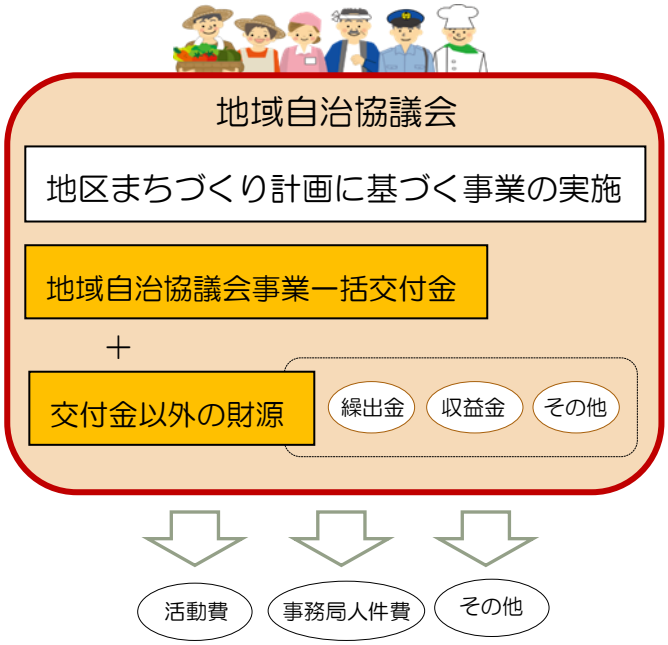

地域自治協議会事業一括交付金は、地域課題を解決していくために地域の創意と工夫、判断と責任によってある程度自由に使うことができる財源として地域自治協議会に交付するものです。

交付金を活用し、地区まちづくり計画に掲げる地域活動や、組織を運営するための事務局人件費などを賄うことができます。地域が多様な事業に幅広く取り組むためには、交付金以外の財源についても検討が必要です。

交付金以外の財源には様々なものが考えられますが、他の団体からの繰出金（助成金など）や事業収入などがあげられます。

例えば、他団体の事務を地域自治協議会が代行して手数料を得ることや、自主講座を開催して収益を得ること、また、視察の受入れ時の視察料などがあります。

特産加工品の開発・販売など、ビジネスの手法を用いて地域課題の解決につなげる、『コミュニティビジネス』を通じて自主財源を確保していく取組もあります。

特産加工品の開発・販売

自主講座の実施（インドヨガ教室）

※地域自治協議会が行うコミュニティビジネス

地域自治協議会が行うコミュニティビジネスでは、地域の人材や地域資源・施設などを活用して財源を生み出し、まちづくり活動の原資とするなどの取組を想定しており、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがいや生きがいなどを生み出し、地域コミュニティの活性化に有効な手法となります。

２ 地域自治協議会事業一括交付金の活用

・地域課題の解決につながる取組の実施

◇　交付金を活用することにより、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決につながる取組、コミュニティビジネスへと発展するような取組をこれまでより迅速に展開することが可能となります。

◇　交付金を活用して地域で事務局職員を雇用できるため、事務処理だけでなく、活動のコーディネートを実施することが可能です。

　地域内での意見やアイデアが集めやすくなり、多様な取組が進めやすくなります。

黒田庄地区の特産加工品開発グループによる巻きずし

・財源の確保等

◇　交付金は、地域課題を解決するために実施する事業に対し幅広く活用できます。

◇　継続的な取組に必要な安定した財源の確保が可能となります。

定期発行の地区広報紙

・事業実施に係る効果

◇　交付金の活用方法や事業の優先順位の決定を地域で行うことを通じ、地域自治協議会における取組の目的が広く共有され、事業の明確化が図れます。

防災訓練

◇　地域自治協議会の構成団体となる各種団体等の横断的な連携を生かし、地域資源や資金の地区内循環による事業の効率化が図れます。

◇　交付金を活用して自分たちのやりたいことを事業化させることにより、関心はあるもののきっかけがなかった人材の参画のきっかけづくりとなります。

地域の環境美化活動

Ⅴ 地域自治協議会の活動事例

平成29(2017)年５月に比延地区と黒田庄地区で、市内で初となる地域自治協議会が誕生しました。また、令和元(2019)年５月には津万地区でも地域自治協議会が設立されました。

これらの地域自治協議会では、地域自治協議会事業一括交付金を活用し、地域の特性を生かした活動が活発に行われています。

津万地区自治協議会

地域内の空き家を活用し、活動交流拠点を整備

地区内の空き家を整備し、津万地区の新たな活動交流拠点“みんなの家『あじさい』”が誕生しました。みんなの家『あじさい』では、子どもから高齢者まで多世代が交流できる多様なイベントの実施、子どもが気軽に立ち寄れる居場所づくりや地域の会合ができるスペースの貸出しなど、津万地区自治協議会が中心となって地域の活性化に向けた活動を活発に進めています。

高齢者の楽しみ創出“絵手紙講座”

高齢者の楽しみ創出のために絵手紙講座など「生きがい創出講座」を実施しています。楽しみにされている方も多く、毎回多くの方が参加されています。

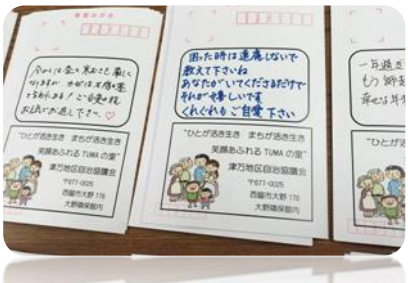

高齢者へのお便り活動

高齢者世帯の方などに向けて手作りの絵手紙に手書きのメッセージを添えてお届けする活動を続け、高齢者に寄り添いながらあたたかな心のつながりを広げています。

“秋こいフェスティバル”など交流事業の実施

地域内外の多くの方が参加する多様な交流イベントを実施しています。また、都万乃里あじさいまつりなど地域資源を有効に活用し、地域の魅力を高める催しを実施しています。

広報紙の発行やまちづくりアンケートの実施

地区発行の広報紙やFacebookなどを活用し、地域の情報を積極的に発信しています。また、地域内でのアンケート結果などで地域の課題の共有を図りながら活動を進めています。

比延地区自治協議会

防犯カメラの設置

地域内に子どもや高齢者等の見守りや、防犯・防災につなげる目的で防犯カメラを設置しました。今後も設置を進め、地域内の各種団体や西脇警察署などと連携し、地域住民の安全・安心のくらしにつなげます。

比延地区の子どもたちを考える会とのポスター作成

比延地区の子どもの見守り活動を続けている『比延地区の子どもたちを考える会』と連携し、子どもから募集した標語のポスターを作成し、地域内外の様々なところに掲示しています。

比也野里ふるさとカレンダーの作成

比延地区のよいところの写真を募集し、投票で選ばれた作品を『比也野里ふるさとカレンダー』に掲載しています。地域内外の多くの方に比延地区の魅力を発信しています。

地域内の竹林再生のために竹林オーナー制を実施

比延地区の特産品となっている高嶋町のたけのこ竹林を守るため竹林オーナー制を実施し、収穫の季節に合わせてたけのこ収穫祭などを実施しています。

比也野まつり･歴史講談などの開催

地域内外の多世代が交流を深める機会として多様な催しを開催しています。

比延地区の移動販売車“笑顔いっぱい比也野号”

比延地区の新たな特産加工品“万能だれ比也野”

ええまち比也野里の活動支援

ええまち比也野里を中心に、これまで実施してきた多様な交流事業等を継続・発展させながら、人材の発掘、育成などもあわせて進め、行政や市内事業者との連携を積極的に図り、**移動販売車の運行事業**や**特産加工品の開発・販売**などを通じて地域の活性化や組織の発展、自己財源の確保につなげる事業を進めています。

黒田庄まちづくり協議会

福祉送迎車の運行

身体等の状況により、公共交通機関等の利用ができない高齢者や障害者の生活支援や外出支援として福祉送迎車を運行しています。

黒っこ広場の運営

旧黒田庄町役場の庁舎跡地の「黒っこふれあい広場」を、住民が気軽に集まり活用できるよう維持管理を行っています。また、「軽トラ市」など多世代で楽しみ、賑わいにつなげるイベントを開催しています。

トレッキングマップの作成

白山、妙見山、三角点などのトレッキングマップを作成しました。豊かな自然や豊富な資源を活用し、黒田庄地区の魅力を発信しています。

コミュニティカフェの実施

喜多・津万井・小苗において、コミュニティカフェを住民自らが開いています。地域でワイワイ言える場づくり、みんなの顔が見えるむらづくりを進めています。カフェではおりひめ体操や健康教室など健康を推進する取組もあわせて実施しています。

秋谷公園遊歩道の整備

観光レクリエーションゾーンづくりのため、古くなり危なくなった木橋を協議会のみんなで新しく架け直しました。

『活動費』を活用した事業

黒田庄まちづくり協議会に参画する団体が地域課題の解決のための事業を実施する場合に『活動費』を交付することで、活動しやすい環境をつくっています。

子ども見守り活動隊の設立及び見守り活動の実施

地域の子どもが健やかに安全で安心して生活できるよう“黒田庄子ども見守り活動隊”を発足し、青色パトロールカーで登下校時の巡回をするなど、地域全体で子どもを見守り育んでいく取組を進めています。

特産品開発グループ“黒っ娘おばんざい”の活動

黒田庄まちづくり協議会の特産観光部会に属する特産品開発グループ“黒っ娘おばんざい”を中心に、黒田庄地区の特産品を活用して地区の魅力を発信する取組や、地域住民への安全・安心な食の提供を通じて地域をつなぐ取組を進めています。

Ⅵ 地域自治協議会 Q&A

Q　私たちの地域では、これまでから各自治会や各種団体で地域自治協議会が行うような事業に取り組んでいますが、これからは地域自治協議会で実施しなければいけないのですか。

A　地域自治協議会が組織されても、各自治会や各種団体が実施してきた事業を全て吸収するものではなく、個別に実施してきた事業の継続が難しい場合などに地域自治協議会を中心に団体同士が連携し、重複しないように事業を継続させていくことを想定しています。地域自治協議会に各種団体が参画し、情報を共有することで、団体間の連携を生み出し、より充実した事業に発展させるなど、その地域の実情に合わせ自治会や各種団体で補完し合う関係を築いていくことを想定しています。

Q　地域自治協議会を設立すれば、既存の団体の活動に加え地域自治協議会の活動も行うことになり、負担が増えることになるのではないですか。

A　地域自治協議会を設立すれば、既存の団体の活動に加え、地域課題の解決に向けた協議や、それに伴う活動の推進など、一時的には負担が増えることも考えられます。

しかし、地域自治協議会の担う役割が地域に浸透し、活動が軌道にのってくれば、それぞれの団体で活動を進めていたような事業を地域自治協議会で整理し実施できるようになり、同種の会議や事業の重複も避けることができるようになるなど、負担は軽減されていくものと考えられます。

Q　地域自治協議会と地区区長会はどちらが上位の組織となるのですか。

また、地域自治協議会の意思決定機関には、参画する各種団体が組み込まれることになるのですか。地域の各種団体がそれぞれの役割をしっかり担って、活動を活発にしていくことの方が重要ではないですか。

A　地域自治協議会は各団体の上に立つ組織ではなく、地区区長会との上下関係を示すことはふさわしくないと考えています。参画する各種団体や住民が横ならびでつながり、地域の情報や課題を共有し、区長会をはじめとした各種団体の代表者などで構成する意思決定機関で地域の意思決定を進めていくことが重要です。

各種団体では、人材不足をはじめとした様々な理由で、現在の活動を続けることが難しいという声がありますが、地域自治協議会の取組を進めることで、各種団体の活動を活性化することも目的のひとつです。

Q　市の業務を地域自治協議会に押し付けようとしていることはないのですか。

A　少子高齢化や人口減少が進展していく社会で、行政だけのサービスで全ての地域課題に対応していくことは不可能です。地域自治協議会の推進については、市の業務を地域に押し付けるのではなく、市が行っている業務の中で、地域で、又は地域と市が一緒になって行った方がより効果的な業務や、より独自性が発揮される業務について、地域自治協議会の意志により取り組むこととなります。

Q　地域自治協議会の事務や組織運営は誰が行うのですか。

A　地域自治協議会は、その地域に住む住民や、その地域で活動をする団体などが主体となって活動を進める団体であるため、協議会の事務や組織運営についても地域の人材で担っていただくことになります。

Q　地域自治協議会の取組について知らなかった。知らない間に地域の取組が勝手に進んでいるのではないですか。

A　地域自治協議会の検討や設立に向けての取組は全市的に一斉に行うものではなく、地域ごとに設立に向けて合意ができたところから進めていくことになります。市は必要に応じて合意形成に向けた話し合いに参加し助言等を行います。

Q　地域自治協議会を運営する財源はどうなりますか。

A　地域自治協議会の活動・運営の財源として市からの地域自治協議会事業一括交付金を活用できますが、より多くの地域課題に柔軟に取り組むためには自主財源の確保が重要となります。

Q　地域自治協議会で地域自治協議会事業一括交付金を活用して行う取組では、どのような事業を進めればよいですか。

A　地域自治協議会事業一括交付金を活用して行う取組は、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化につながる事業となります。各地区のまちづくり計画に基づくものであれば幅広く地域自治協議会事業一括交付金を活用していただくことができ、地域で困っていることに対し、地域の皆さんが望む進め方で取り組んでいただけます。

○地域自治協議会のことで御不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

☆☆☆　参画と協働のまちづくり　地域自治協議会ハンドブック　☆☆☆

令和３年（2021 年）１月発行

西脇市

電話：０７９５－２２－３１１１（代表）　　メール：machi@city.nishiwaki.lg.jp

ホームページ：https://www.city.nishiwaki.lg.jp/